

令和4年4月1日規程第359号

国立研究開発法人国立循環器病研究センター共同研究部設置規程

(趣旨)

第1条 この規程は、国立研究開発法人国立循環器病研究センター組織規程（平成22年4月1日規程第1号）第17条の2、第112条の3又は第144条の2の規定に基づき設置する、国立研究開発法人国立循環器病研究センター（以下「センター」という。）共同研究部に関し、その設置及び運営に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 共同研究部は、センターが高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律（平成20年法律第93号）第14条第1号に規定する業務を実施するに当たり、センターとの共同研究を希望する者（以下「共同研究機関」という。）と連携することにより、循環器疾患の究明と制圧のため研究の進展及び充実並びに医療の向上を図ることを目的として設置する。

(設置及び運営の原則)

第3条 共同研究部の設置及び運営は、次によるものとする。

- (1) 共通の課題についてセンターと共同して研究を実施しようとする共同研究機関から受け入れる経費等を活用して設置及び運営するものであること。
- (2) 研究の進展及び充実のため、センターの主体性が確保されるよう十分な配慮のもとに設置及び運営するものであること。

(名称)

第4条 共同研究部には、当該研究の内容を示す名称を付する。

- 2 共同研究部の名称について、共同研究機関からの申出があったときは、共同研究機関の名称が明らかとなるような字句を名称に付することができる。

(設置の申込み)

第5条 共同研究部門長は、共同研究機関から共同研究の申込みがあり、共同研究部を設置する必要があると認めるときは、理事長に対して、必要な書類を添えて、設置の申請を行うものとする。

- 2 前項の申請に必要な書類は、別に定める。

(設置の決定等)

第6条 理事長は、前条の申込みがあったときは、共同研究審査委員会及び理事会の議を経て、当該共同研究部の設置の可否についての決定を行うものとする。

- 2 理事長は、共同研究部の設置を決定したときは、当該共同研究部の概要を公表するものとする。

(契約の締結)

第7条 理事長は、共同研究部の設置を決定したときは、別に定める契約書により共同研究機関を相手方として共同研究部の設置に関する契約を締結するものとする。

(設置期間)

第8条 共同研究部の設置期間は、3年以上5年以下とする。

- 2 共同研究部門長は、前項の設置期間が終了する前に共同研究機関からの申出があり、研究成果の創出のために必要な場合には、共同研究部の設置期間の延長を申請することができる。ただし、設置した時期から10年を超えて延長することはできない。
- 3 理事長は、前項の申込みがあったときには、それまでの期間における研究内容の評価を行うこととし、共同研究審査委員会及び理事会の議を経て、当該共同研究部の延長の可否についての決定を行うものとする。
- 4 第5条から前条までの規定は、延長の場合に準用する。

(共同研究部の構成)

第9条 共同研究部には、部長、室長又は医長に相当する者1人を含む2人以上の職員を置くものとする。

- 2 共同研究部に所属する職員の名称は、共同研究部職員とする。
- 3 理事長は、共同研究部職員の受け入れについて共同研究機関からの申出があったときは、外来研究員規程（令和元年6月25日規程第273号）に基づき、受け入れることができるものとする。

(共同研究部職員の職務)

第10条 共同研究部職員は、その所属する共同研究部において実施することとされている研究に従事するものとする。

- 2 前項に規定する場合のほか、共同研究部職員は、研究の遂行に支障のない範囲内で、当センターでの診療、教育及び前項に掲げる研究以外の研究に従事することができる。

(従事制限等)

第11条 共同研究部職員は、利益相反の防止の観点から、センターが行う購買等に関する意思決定に関与（購買等の意思決定に関連する会議体の構成員になることを含む。）してはならない。

(共同研究部に要する経費及び設備等の取扱い)

第12条 共同研究部の設置及び運営に要する経費及び設備等の取扱いについては、国立研究開発法人国立循環器病研究センター民間等共同研究取扱規程（平成22年4月1日規程第45号）の規定による。

- 2 共同研究機関は、共同研究部の設置及び運営に当たって、より効果的かつ効率的に研究を行うために必要な場合には、そのために要する経費を負担するものとする。

(共同研究費等の受入れ)

第13条 共同研究部の設置及び運営に要する費用等に充てる共同研究費は、当該共同研究部の設置期間（第8条に規定する設置期間の延長が行われる場合には、当該延長される期間とする。）に係る総額を一括して受け入れることを原則とする。ただし、継続して受け入れることが確実であるときは、年度毎に分割して受け入れることができる。

(特許等の取扱い)

第14条 共同研究部における発明に係る特許権等の取扱いについては、国立研究開発法人国立循環器病研究センター民間等共同研究取扱規程（平成22年4月1日規程第45号）の定めるところによる。

(研究内容等の変更)

第15条 共同研究機関は、設置期間内に研究内容等の変更を行う場合（軽微な変更の場合を除く。）には、理事長に対して、必要な書類を添えて文書により申し込むものとする。

2 第5条から第7条までの規定は、前項の変更の場合に準用する。

(進捗状況の報告)

第16条 共同研究部職員は、共同研究部の設置期間中、毎年度の進捗状況等（最終年度は研究成果の概要等）を、当該年度終了後3月以内に、理事長及び共同研究機関に報告するものとする。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和4年4月1日から施行する